

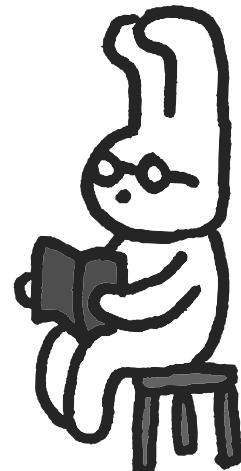
第 32 回社会福祉士・第 22 回精神保健福祉士 国家試験

受験対策 web 講座

権利擁護と成年後見制度

山口 理恵子（福井県立大学）

- ・西南学院大学人間科学研究科修了（人間科学修士）
- ・京都光華女子大学専任講師、長野大学准教授を経て 2016 年 4 月より現職
- ・資格：人間科学修士、社会福祉士
- ・専門分野：権利擁護・成年後見制度
- ・教育担当：権利擁護と民法総則、社会福祉演習、ソーシャルワーク実習指導、ソーシャルワーク実習、権利擁護特論（大学院）など



第32回社会福祉士
第22回精神保健福祉士 国家試験

受験対策 web 講座

視聴方法



アクセス用 QR コード

- ① 日本ソーシャルワーク教育学校連盟
ホームページに開設されている『**社会福祉士・精神保健福祉士国家試験受験対策 web 講座特設サイト**』にアクセスしてください。
- ② ホームページの左側にある【視聴する（科目一覧）】各科目名をクリックすると、該当科目的講座映像が視聴できます。

- ③ このページ下部の『web 講座の利用について』『ご利用の前に』をよくお読みの上、視聴してください。

受験対策 web 講座の利用について

本連盟がこの web 講座映像配信で利用している動画配信サイト【YouTube】は、利用規約により、講座映像の商用利用を禁止しています。

この web 講座を、パブリックビューイング形式（独自に会場等を設定して講義映像を放映し、複数の方が視聴すること）で利用する場合、参加費等の費用を視聴者から徴収することはできませんのでご注意ください。さらに、受験対策 Point Book をコピーして配布することは、固く禁じます。

なお、【YouTube】の利用規約に違反し、損害賠償や訴訟等法的措置が講じられた場合は、当該違反者がその責任を負うものとし、本連盟は一切の責任を負いません。

ご利用の前に

- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、国家試験直前の受験対策として本連盟が作成しています。『受験 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』は、必ずしも国家試験の合格を保障するものではありませんので、各自の判断によりご利用ください。web 講座映像や受験対策 Point Book の視聴・購読によって、視聴した者及びその関係者が不利益を被った場合も、本連盟及び当該科目担当講師は一切責任を負いません。
- 本講座では、個人からの講義内容に関する本連盟及び講師への意見・質問・疑義照会は受け付けておりません。
- 『受験対策 Point Book』は、各講師が国家試験までに最低限押さえておくべきポイントを絞って作成しています。講義内で口頭のみで説明している内容は、各自調べて理解を深めてください。
- 『受験対策 web 講座』映像や『受験対策 Point Book』の内容に万が一訂正があった場合は、特設サイト内の当該講座の視聴ページに訂正・補遺を掲載します。
- 『受験対策 Point Book』の点訳資料及び講義映像内の字幕・手話通訳はご用意できません。
- 亂丁・落丁本はお取り替えしますので、現物を着払いご返送ください。

社会福祉士 過去5年間の出題傾向

	成年後見	日事	民法	憲法	行政法	障害者虐待	高齢・児童虐待
第31回	1	1	2	1	1		1(児童)
第30回	4	0	1	1	1		
第29回	2	0	2	1	1	1	
第28回	5	0	1	0	1		(合計1問)
第27回	3	1	1	1	1		

第30回と第31回←後見中心からまんべんなく出題へ
～新しい動き～ 障害者権利条約や意思決定支援
被後見人の権利制限の縮小や欠格条項の廃止へ
成年後見制度利用促進法、成年後見制度利用促進基本計画

難問～これまで～

第30回：任意後見監督人欠格事由（特別代理人必要の有無）

第29回：監督責任、責任無能力者（民法713条,714条）民法原則の知識が必要。JR東海判決（認知症高齢者）をふまえた可能性あり

虐待防止法（高齢者・障害者にあって児童にないもの）地域福祉で市民後見、日常生活自立支援事業、他科目で成年後見制度が出題

I. 行政法

1. 行政行為「行政作用」をともなう

行政行為とは行政が権力的・一方的に国民に義務を課すことのできる法的行為である。行政主体と私人の関係において「公権力性」が認められる。

- 1) 法律的行政行為：行政の意思表示によって成立する。「裁量権」がある
禁止（道路の通行禁止など）許可（自動車運転の免許、（営業の許可）
下命（税金の徴収）、免除（税金の免除）採決（土地収用）決定（生活保護の決定）
- 2) 準法律的行政行為：行政の意思表示でなく法律により形式的に執行される。「裁量権」はない。
確認、公証、通知、受理

1-2. 行政行為の法的効力 私人の法律行為とは違う特別な法的効力がある

1) 執行力（行政上の強制執行）

行政庁は私人間とは違い相手方が義務を履行しない場合は裁判や判決をまたずに自ら執行することができる（国税の強制徴収など。私法では貸したお金を返さない相手の家に乗り込んでとりあげることは認められない）。

2) 不可争力（形式的確定力）

一定の期間内に取り消しや不服申立てが行われなかつた場合は行政行為（行政処分）の効力について争うことできなくなる。

3) 公定力（取り消すまで有効）

行政行為に違法の疑いがあつても権限ある機関が取り消すまで行為の効力を否定できない（不当な行政行為は行政不服申し立て、違法な行政行為は行政事件訴訟法に認める取消訴訟によって取消を求める必要がある）。

4) 不可変更力（行政庁を拘束する）

裁判や類似の慎重な手続き（行政不服申立の採決決定を経たもの）によって行政行為を行つた場合にはその判断を覆してはならない（裁判所が判決を取り消せないことに準じる）。

2. 行政不服審査法（行政に対する不服申立）

目的：行政庁の違法又は不当な処分その他公権力の行使に当たる行為に関し、国民に広く行政庁に対する不服申立の道を開くことによって簡易迅速な手続きによる国民の権利利益の救済を図る。

- 1) 国民が行政処分について争う場合、①行政不服申立て（審査請求）と②行政事件訴訟のどちらを選択することも自由である自由選択主義が原則である。しかし2) 不服申立てに対する裁決を経た後でなければ出訴ができない、審査請求中心主義（不服申立て前置）を定める個別法がある

- 例) 生活保護法
- 介護保険法（要介護認定）
- 国民健康保険法
- 児童手当法他

専門的技術的な性質を有するものについては、訴訟に先立ち行政機関に再考の機会を与える観点から

3. 行政事件訴訟法 裁判所に対して起こす訴訟手続き

行政主体が違法に私人の権利や利益を侵害した場合

- 1) 抗告訴訟（取消、無効確認、不作為の違法確認、義務付け、差止訴訟）←1番多い
 処分、採決の取り消しの訴え、審査請求による行政庁の採決、決定の取り消しを求める訴訟
- 2) 当事者訴訟
 対等な関係における行政主体と私人の争い（国籍の確認など・不服の争いではない）
- 3) 民衆訴訟
 直接的な利害関係者以外の第三者が提起できる類型（選挙無効確認や住民訴訟など）
- 4) 機関訴訟
 地方公共団体の機関相互における訴訟

4. 不服があるとき福祉は例外

福祉の分野では例外的に審査請求中心主義（不服申立前置主義）がとられる

- 1) 介護保険法に関する不服申立て
 要介護認定、被保険者証の交付、介護保険料に対しての不服は都道府県に設置された「介護保険審査会」に対して審査請求を行う。
- 2) 生活保護法に関する不服申立て
 生活保護法により保護実施機関が行った保護の決定。実施に関する処分について不服がある場合は都道府県知事に審査請求（3か月以内）、厚生労働大臣に再審査請求（1か月以内）を行うことができる。

5. 国家賠償法

1条：「公権力の行使に基づく賠償責任」

国又は公共団体の公権力の行使にあたる公務員がその職務を行うについて故意又は過失によって他人に危害を与えた場合国又は公共団体がこれを賠償する責に任ずる。

2条：「公の营造物の設置管理に基づく賠償責任」

道路、河川その他の营造物の設置又は管理に瑕疵があったために他人に損害が生じたときは、国又は公共団体はこれを賠償する責に任ずる（無過失責任）。

II. 憲法

1. 憲法と行政法との関係

「損失補償」憲法29条では「財産権はこれを侵してはならない。財産権の内容は、公共の福祉に適合するよう法律でこれを定める。私有財産は正当な補償の下に、これを公共の福祉のために用いることができる」と規定する。公権力の行使であってもそれが特定の人に財産上の損失を与えた場合は国または公共団体はその損失を償わなければならない。

→「損失補償」は適法な公権力の行使により国民に損失を生じた場合に行われる。

これに対し違法な公権力の行使の場合は「国家賠償法」によって救済される。

2. 行政裁量

行政行為は法律の定めるところにより、法律に従って行わなければならない。

①羈束（きそく）行為：法律を機械的に執行することを期待されている場合（行政庁に判断、選択の余地はない）

②裁量行為：法律の定める範囲内で一定の行政側の判断を入れて個々の事例を処理していくことが期待されている場合

「裁量権の逸脱」「裁量権の濫用」があった場合は司法審査の対象となる（朝日訴訟：最高裁判決：憲法）

3. 憲法25条（生存権保障） 社会権の1つ

第1項 すべて国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する

第2項 国は、すべての生活面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

朝日訴訟（生存権裁判）健康で文化的な最低限度の生活の基準に対する行政裁量をめぐる最高裁の判断はどのようなものであったか？

4. 行政の裁量権と朝日訴訟最高裁判決（抜粋）

何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は厚生大臣の合目的な裁量に任されており、その判断は当不当の問題として政府の責任が問われることはあっても直ちに違法の問題を生ずることはない。

<保護基準の設定>

厚生大臣の裁量のうちに属することであって、その判断については法の趣旨・目的を逸脱しないかぎり、当不当の問題を生ずるにすぎないのであって、違法の問題を生ずることはない。

<憲法 25 条の法的性格>

国民に具体的な権利を付与したのではなく、その具体化は行政または立法の裁量に委ねられている。裁量権の逸脱がない限り、司法は介入できない

行政裁量論を前提にすると社会権の保障については司法救済ができないという批判

過去問と重要条文

第 30 回：次のうち日本国憲法に国民の義務として明記されているものとして正しいものを 2 つ選びなさい。

- 1. 憲法尊重
 - 2. 勤労
 - 3. 納税
 - 4. 投票
 - 5. 扶養
- (27 条：労働の権利、義務、30 条：納税の義務参照)

基本的人権に関する条文（頻出） 11 条～37 条

- 13 条：個人の尊厳（プライバシーの権利 27 回）、幸福追求、公共の福祉
- 14 条：法の下の平等
- 15 条：公務員の法定罷免、選挙権
- 21 条：表現の自由、国の宗教活動の禁止
- 22 条：居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由
- 26 条：教育を受ける権利、義務、義務教育の無償
- 28 条：勤労者の団結権、団体交渉権

III. 民法

～基本原則～

民法 709 条 「不法行為」（不法行為による損害賠償）故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

民法 415 条 「債務不履行」（債務不履行による損害賠償）債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも同様とする。

1. 責任無能力者と監督責任「責任能力」

民法 712 条 未成年者は、他人に損害を加えた場合において、自己の行為の責任を弁識するに足りる知能を備えていなかったときは、その行為について賠償の責任を負わない。

民法 713 条 精神上の障害により自己の行為の責任を弁識する能力を欠く状態にある間に他人に損害を加えた者は、その賠償の責任を負わない。ただし、故意又は過失によって一時的にその状態を招いたときは、この限りでない。

<責任無能力者の監督義務者等の責任>

民法 714 条 前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合において、その責任無能力者を監督する法定の義務を負う者は、その責任無能力者が第三者に加えた損害を賠償する責任を負うただし、監督義務者がその義務を怠らなかつたとき、又はその義務を怠らなくても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

- 2 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者も前項の責任を負う。

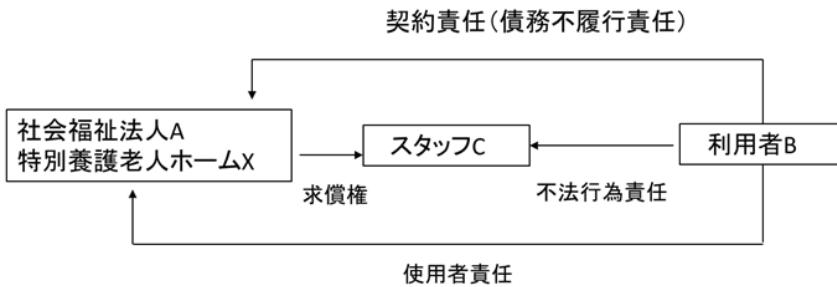
<使用者等の責任>

民法 715 条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

- 2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

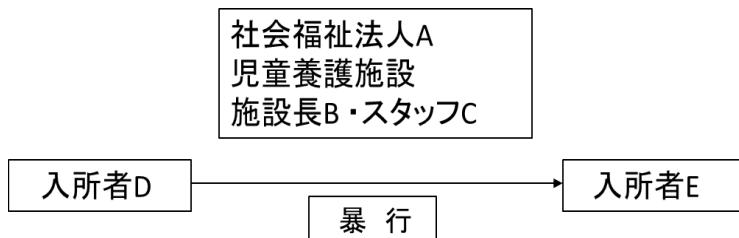
- 3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

2. 事例 契約違反



利用者 B は社会福祉法人 A と利用契約を結んだ。社会福祉法人 A は特別養護老人ホーム X を経営している。スタッフ C が「過失」によって利用者 B にけがを負わせた。スタッフ C には不法行為責任(民法 709 条)、社会福祉法人 A は債務不履行(民法 415 条)に基づく損害賠償責任が生じる。社会福祉法人 A には利用者 B にサービスを提供するだけでなく利用者 B の安全を配慮する義務がある(スタッフ C は履行補助者であり A には使用者責任が生じる)。参考：中央法規出版「権利擁護と成年後見制度」第 4 版 P65

3. 事例 監督義務者



※Dに責任能力がなければ(712条、713条)、不法行為責任は成立せず、責任無能力者の法定監督義務者として施設長 B に損害賠償責任が生ずる場合もある(714条)。社会福祉法人 A には債務不履行責任、及び使用者責任が生ずる。参考：中央法規出版「権利擁護と成年後見制度」第 4 版 P64

4. 錯誤・詐欺・強迫

内心の意思表示と表示上の意思表示の不一致…**意思の欠缺（けんけつ）** という。

1. 意思の欠缺・意思と表示の不一致 例) 錯誤→無効 (はじめから効力が生じない)

意思表示の瑕疵（かし）

2. 不一致ではないが内心の効果意思が不本意な形で形成された場合

例) 詐欺、強迫→取り消すことができる (取り消されてはじめて無効になる)

強迫は善意の第三者に対抗できる 詐欺は善意の第三者に対抗できない。(重要！)

錯誤の例 (いわゆる勘違い)

1. 1万ポンドで売るつもりだったのに1万ドルと記載してしまった。

2. 終身ケア付き有料老人ホームだと思って入居したが終身ケア付ではないことが契約後にわかった場合

3. 申込み書等の記載ミス (名称等)

※但し、重過失 (通常人として著しく注意を欠いていた場合) は保護の対象にならない。

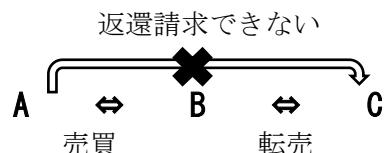
出典：中央法規出版「権利擁護と成年後見制度」第 4 版 P52

5. 詐欺

欺罔行為によって他人を錯誤に陥れること。善意の第三者 (C) には対抗できない。

善意の第三者とは？

AB 間で詐欺があったことを知らない。A が B に騙されて契約し売買していたが B がすでに C に転売していた場合、A は C に返還を請求できない。



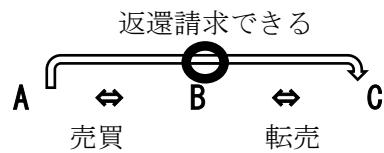
出典：中央法規出版「権利擁護と成年後見制度」第 4 版 P52

6. 強迫

他人に畏怖を与え窮迫状態に陥れた上で意思表示をさせること

AがBに強迫されて仕方なく売買を行った場合
BがCに転売していてもAはCから取り戻すこと
ができる。

※詐欺よりも強迫の方が意思表示の瑕疵が大きい
ので、善意の第三者であるCを犠牲にしてもAを
保護している。



出典：中央法規出版「権利擁護と成年後見制度」第4版P53

7. 消費者契約法（2000（平成12）年成立）

<目的>

情報力及び交渉力における消費者と事業者の格差から生じる消費者被害に対し消費者を保護するため

- 1) 事業者の行為によって消費者が誤認、困惑した場合意思表示を取り消す。
- 2) 事業者の損害賠償責任を免除制限する事項は無効。
- 3) 消費者の利益を不当に害する条項を無効とする。
- 4) 消費者の被害の発生または拡大を防止するため消費者団体が事業者に差し止め請求をできるよう
 - にする。

※「特定商取引に関する法律」（1976（昭和51）年）クリーリングオフ等も押さえておく。

8. 消費契約の申込み又は承諾の取消しができる場合

1) 不実の告知・断定的判断の提供

- ・ 重要事項について事実と異なることを告げる
- ・ 変動が不確定なことについて断定的にいう

2) 不利益事実の不告知

本人に不利益になることを故意にいわない （改正後⇒重過失含む）

3) 不退去・監禁型（退去妨害）勧誘

- ・ 退去せず勧誘を行う（契約するまで出ていってくれない）
- ・ 退去させず勧誘を行う（契約するまで出ていかせない）

4) 社会生活上の経験不足等の不当な利用

- ①不安をあおる告知、②恋愛感情に乗じた人間関係の濫用

5) 加齢等による判断力の低下の不当な利用

6) 靈感等による知見を用いた告知

7) 契約締結前に債務の内容を実施

1)～3) 改正前

4)～7)
改正後追加
別途資料参照

消費者契約法の改正（平成30年成立平成31年6月施行）を参照

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_system/consumer_contract_act/amendment/2018/pdf/amendment_2018_0001.pdf

9. 扶養順位 扶養義務過去出題

①配偶者（夫婦）②親 ③直系血族と兄弟姉妹

④3親等内の親族で特別な事情がある場合（但し裁判所の判断による）

<生活保持義務と生活扶助義務>

①生活保持義務：夫婦間及び夫婦間と未成熟の子（1片のパンを分かち合う義務）

②生活扶助義務：その他の親族の扶養（自分の生活に余裕があれば援助する義務）

10. 認知・親権

- 1) 認知：法律上の親子関係を発生させる。認知の効力は出生時に遡る。父親死亡後は3年以内
- 2) 嫡出子：法律上の婚姻届をした夫婦の子は「共同親権」

3) 非嫡出子：法律上の婚姻届をしていない父母の子は「単独親権」（離婚の場合も同様）

養子縁組：親権は「養親」にある。

①普通養子縁組（2重の親子関係）と②特別養子縁組（家庭裁判所の審判による：要件が厳しい）がある。

11. 相続

法定相続順位：配偶者は常に相続人

第一順位：子

第二順位：直系尊属

第三順位：兄弟姉妹

順位	相続人の範囲	相続分
1	配偶者 子(又は代襲相続人)	2分の1
		2分の1
2	配偶者 直系尊属	3分の2
		3分の1
3	配偶者 兄弟姉妹(又は代襲相続人) ※但し再代襲相続はない	4分の3
		4分の1

12. 代襲相続・再代襲相続

1) 代襲相続：親が被相続人で子が親より先に死亡していた場合、孫が相続人になること

2) 再代襲相続：曾孫が相続人になること

※但し、相続人が兄弟姉妹の場合は、代襲相続は甥姪まで再代襲相続はない

親族とは、配偶者、6親等内の血族、3親等内の姻族

参考 URL ①親等の考え方、親族図等 <http://souzoku-network.com/souzoku-touki/sintou> を参照

②平成30年改正民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律、法務局における遺言書の保管等に関する法律（平成31年7月より段階的に施行）<http://www.moj.go.jp/content/001275267.pdf>

ポイント：配偶者居住権の新設、相続人以外の者の貢献を考慮するための方策

自筆証書遺言の要件緩和、管理制度

13. 遺言の効力と種類

1) 自筆証書遺言←遺言者は作成、署名、捺印をする（デメリット：紛失、改ざんの恐れがある）

2) 公正証書遺言←公証人が立会い公証役場に保管される

3) 秘密証書遺言←内容を知られたくない時に封印で作成

2) と3) は公証人と証人が必要

4) 被相続人（本人）の自由な最終意思を留保するもの

①民法の定める方式に従わなくてはならない

②相手のいない「単独行為」である

③行為者の死後に効力を生じる

④遺言は、満15歳以上になればできる（親権者の同意なく）

※本人の最終意思を尊重する。したがって改ざんはできない。被保佐人、被補助人もできる

※被後見人の場合は判断能力が一時的に回復した時は医師2人以上の立会いの下、特別な方式によってできる

14. 遺留分

兄弟姉妹を除く相続人に遺産の一定割合が留保される「遺留分減殺請求」によって取り戻すことができる。

出典：久塚純一・長沼健一郎・森田慎二郎編（2012）「医療福祉を学ぶ人のための法律入門」

平成28年民法改正の動向（成年年齢関係等）2022（令和2）年から施行（周知徹底を図るため）

1) 成年年齢の引き下げ ⇒ 20歳から18歳へ

①一人で有効な法律行為をすることができる年齢

②親権に服すことがなくなる年齢

2) 女性の婚姻年齢の引上げ⇒男女ともに18歳へ

3) 公職選挙法改正により選挙権年齢は18歳へ

（2015（平成27）年）

4) 女性の再婚禁止期間：婚姻の解消若しくは取消しから起算して100日へ（2016（平成28）年6月）

⇒婚姻の解消若しくは取消時に懐胎していない場合は再婚禁止期間を適用しない（医師の診断書要）

※平成29年民法（債権関係）の見直し <http://www.moj.go.jp/content/001230132.pdf> を参照

相続人	遺留分割合 本来もらえるべき（法定相続額）に乘じる
配偶者のみ	1/2
配偶者、子ども1人	配偶者1/4 こども1/4
子ども1人	1/2
子ども2人	それぞれ1/4
配偶者と親1人	配偶者1/3 親1/6
親1人	1/3
配偶者、兄弟姉妹	配偶者1/2、兄弟姉妹0

IV. 成年後見制度（頻出）

～ポイント～

- ① 法定後見制度（3類型と職務）
- ② 任意後見制度（任意後見監督人）
- ③ 申立権者 後見人のなり手（整理しておく）
- ④ 最高裁判所 HP～成年後見事件の概況～
- ⑤ 民法の一部改正（2016（平成28）年）

成年後見制度利用促進法（2016（平成28）年）・成年後見制度利用促進基本計画（2017（平成29）年）

1. 申立権者 誰が申立てできるのか

民法：本人、配偶者、四親等内の親族、法定後見人未成年後見人、検察官等
任意後見契約に関する法律：任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
老人福祉法、知的障害者福祉法、精神保健福祉法：市町村長

根拠法が違う

法定後見制度の概要

重要！

	後見	保佐	補助
対象となる方	判断能力が欠けているのが通常の状態の方	判断能力が著しく不十分な方	判断能力が不十分な方
申立てをすることができる人	本人、配偶者、四親等内の親族、検察官、市町村長など（注1）		
成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）の同意が必要な行為	（注2）	民法13条1項所定の行為（注3）（注4）（注5）	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（民法13条1項所定の行為の一部）（注1）（注3）（注5）
取消しが可能な行為	日常生活に関する行為以外の行為（注2）	同上（注3）（注4）（注5）	同上（注3）（注5）
成年後見人等に与えられる代理権の範囲	財産に関するすべての法律行為	申立ての範囲内で家庭裁判所が審判で定める「特定の法律行為」（注1）	同左（注1）
制度を利用した場合の資格などの制限	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど（注6）	医師、税理士等の資格や会社役員、公務員等の地位を失うなど	

（注1） 本人以外の者の申立てにより、保佐人に代理権を与える審判をする場合、本人の同意が必要になります。補助開始の審判や補助人に同意権・代理権を与える審判をする場合も同じです。

（注2） 成年被後見人が契約等の法律行為（日常生活に関する行為を除きます。）をした場合には、仮に成年後見人の同意があつたとしても、後で取り消すことができます。

（注3） 民法13条1項では、借金、訴訟行為、相続の承認・放棄、新築・改築・増築などの行為が挙げられています。

（注4） 家庭裁判所の審判により、民法13条1項所定の行為以外についても、同意権・取消権の範囲とすることができます。

（注5） 日用品の購入など日常生活に関する行為は除かれます。

（注6） 公職選挙法の改正により、選挙権の制限はなくなりました。

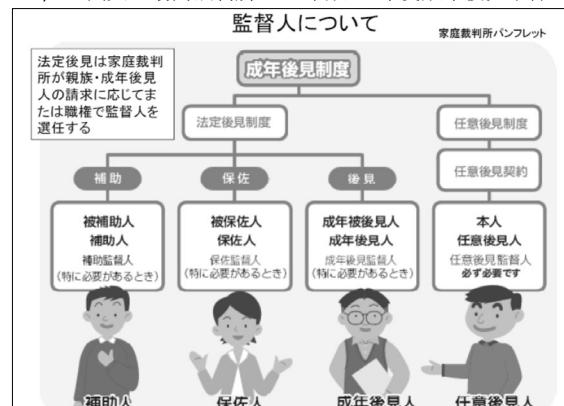
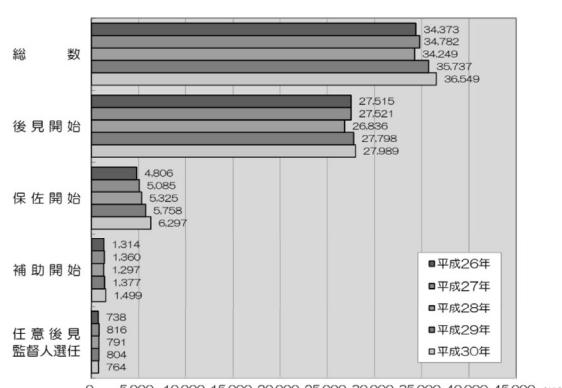
2. 後見人等

- 1) 後見人の担い手1 親族と第三者（専門職、法人、市民）
- 2) 後見人の担い手2 個人と複数（専門職+専門職、専門職+親族、専門職+市民）
- 3) 「後見の社会化」2012年に第三者後見が親族後見の数を上回った。

問題 誤っているものを1つ選んでください

1. 審理期間は1ヶ月以内が最も多く短期化する傾向にある
2. 最近の申立てと本人の関係では市町村長申立てが増加しているのが近年の傾向である
- 3) 2000（平成12）年の成年後見制度開始以来現在まで親族後見人より第三者後見人の選任数が親族後見を上回っている
4. 申立ての動機としては制度開始時より現在まで身上監護より財産管理が多い
5. 法定後見における3類型のうち最も利用者数が少ないのは補助類型である

3. 過去5年における申立件数の推移 平成26年～30年 出典：最高裁判所HP「平成30年度成年後見事件の概況」



4. 同意権・取消権の対象にならないもの

- 1) 婚姻、離婚、認知、養子縁組、遺言等の身分行為
- 2) 本人の身体に強制を伴う事項（手術や入院の強制）一身専属的な事項（臓器提供の同意等）
つまり医療同意権はない！（議論がある）
- 3) 日用品の購入など日常生活に関する行為（民法9条但書）
- 4) 身元保証人（内容に対してできるものとできないものがある）
※他、本人の居住用不動産を処分する際は、必ず家庭裁判所の許可が必要になる。

5. 任意後見契約の終了要件

- 1) 任意後見契約の解除
- 2) 本人又は任意後見人（任意後見受任者）の死亡
- 3) 本人又は任意後見人（任意後見受任者）の破産
- 4) 法定後見開始の審判

※任意後見と法定後見の優先順位は任意後見にある。但し家庭裁判所が「本人の利益のため特に必要があると認めるとき」は法定後見へ移行する。（任意後見法10条1項）

※1人に対し任意後見と法定後見が併存することはない。

※任意後見人には取消権はない。

6. 任意後見契約の解除

<発効前>

- 1) 本人または任意後見受任者はいつでも任意後見契約を解除することができる。
- 2) 但し解除は公証役場の認証を受けた書類によらなければならない。

<任意後見契約発効後>

- 3) 正当な理由があるときに限り、かつ家裁の許可がいる。
- 4) 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他任務に適しない事由があるときは任意後見監督人、本人、親族または検察官の請求により家庭裁判所は任意後見人を解任することができる。

問題 任意後見制度について正しいものを2つ選んでください

- ① 本人又は任意後見人が破産した場合任意後見契約は終了する。
2. 紛争性の高い事案などに限り家庭裁判所が職権で任意後見監督人を選任する。
3. 任意後見人には代理権と取消権を行使して本人を支援する。
4. 任意後見契約と法定後見が併存するときは原則として法定後見が優先する。
- ⑤ 任意後見監督人は任意後見人の事務に関し定期的に家庭裁判所に報告する。

～成年後見制度その他～

1) 成年後見制度利用支援事業

成年後見制度に関わる費用を負担することが困難な認知症高齢者・知的障害者・精神障害者に対してその申立て費用や後見人報酬を助成する市町村を実施主体とする国庫補助事業である。

高齢者分野：介護保険法における地域支援事業（任意事業）

障害者分野：障害者総合支援法における地域生活支援事業（必須事業）

<2008(平成20)年 改正対象者拡大>

後見人の報酬等必要となる経費の一部について助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難と認められる者 市町村長申立て以外でも可能（第26回に出題）保佐・補助類型でも利用可能（基本計画）

2) 選挙権の回復・欠格条項の撤廃

成年被後見人（本人）は審判とともに選挙権を剥奪されていたが、2013年違憲判決が確定し公職選挙法の改正が行われた。現在は成年被後見人も選挙権を有する（第26回出題）（後見、保佐）

その他の欠格条項（後見、保佐）について

⇒「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」

令和元年6月14日に公布された。公務員、士業、会社役員、営業許可等188の法律の改正（表とともに参照 https://www.cao.go.jp/houan/doc/196_7gaiyou.pdf）

3) 市民後見人

成年後見に対する一定の知識や技術・態度を身に着けた第三者後見人候補者（老人福祉法32条の

2) 2012(平成 24)年創設（第 28 回出題）

市町村による研修の実施、後見等の業務を適正に行うことができる者の家庭裁判所への推薦を努力義務として規定した。2013(平成 25)年障害者総合支援法の地域生活支援事業に市民後見人等の人材育成が位置づけられた。

4) 成年後見制度支援信託 2012 (平成 24 年)

成年被後見人又は未成年被後見人の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭を預貯金等として後見人が管理し、通常使用しない金銭を信託銀行等に信託する仕組み。信託財産を払い戻したり、信託契約を解約したりするには家庭裁判所の指示書が必要になる。保佐、補助及び任意後見では利用できない。

最高裁判所「後見制度支援信託の利用状況等について」http://www.courts.go.jp/vcms_lf/20170425sintakugaikyou_h28n.pdf を参照

7. 「成年後見の事務の円滑化を図るための民法及び家事事件手続法の一部を改正する法律」

2016(平成 28)年

＜郵便物および死後事務に関する改正＞

- 1) 家庭裁判所は必要があると認める時、6ヶ月を超えない期間、信書郵便物等を成年後見人に配達するよう嘱託することができ、配達された郵便物等を開封することができる。
- 2) 後見人は①被後見人の個々の相続財産の保存に必要な行為、②弁済期が到来した相続財産に属する債務の弁済、③その死体の火葬又は埋葬に関する契約の締結その他相続財産全体の保存に必要な行為、について家庭裁判所の許可を得て行うことが可能になった。

問題 次のうち、民法上、許可の取得など家庭裁判所に対する特別な手続きを必要とせずに成年後見人が単独でできる行為として正しいものを1つ選びなさい。

1. 成年被後見人宛の信書等の郵便物の転送
2. 成年被後見人が相続人である遺産相続の放棄
3. 成年被後見人の遺体の火葬に関する契約の締結
4. 成年被後見人の居住用不動産の売却
5. 成年被後見人のための特別代理人の選任

8. 成年後見制度利用促進法（平成 28 年 5 月）基本理念

1) 成年後見制度の理念の尊重、2) 地域の需要に対応した成年後見制度の利用の促進、3) 成年後見制度の利用に関する体制整備（国、都道府県、市町村の責務の明確化）

※市町村は国の基本計画を勘案し①市町村基本計画の策定、②成年後見等実施期間の摂理に係る支援、その他必要な措置を講ずるよう努める（促進法 14 条）

※都道府県は、市町村が講ずる措置を推進するため各市町村の区域を超えた広域的な見地から必要な助言その他の援助を行うよう努める（促進法 15 条）

※国は、基本理念にのっとり、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する（促進法 4 条）

成年後見制度利用促進法イメージ図を参照

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12000000-Shakaiengokkyoku-Shakai/image_1.pdf

9. 成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月）のポイント

- 1) 利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善
- 2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
- 3) 不正防止の徹底と利用しやすさの調和

※2022 年までに市町村において基本計画を策定することが努力義務とされている

※厚生労働省成年後見制度利用促進室 HP における関係資料を参照しておくこと

成年後見制度利用促進基本計画について（3枚版概要）を参照

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-12000000-Shakaiengokkyoku-Shakai/keikaku-green.pdf>

V. 日常生活自立支援事業

1. 日常生活自立支援事業の変遷と法的位置づけ

1999(平成 11)年 10 月 国庫補助事業として「地域福祉権利擁護事業」が創設される。

2000(平成 12)年～ 「社会福祉法第 2 条 3 項 12 号」に「福祉サービス利用援助事業」（第二種社会福祉事業）として位置づけられる。

2007(平成 19)年～ 事業名が「日常生活自立支援事業」に変更する。

2. 日常生活自立支援事業の実施体制

- 1) 実施主体：都道府県・指定都市社会福祉協議会
実施主体から事業の一部の委託を受けた市区町村社会福祉協議会を「基幹的社会福祉協議会」という
- 2) 対象者：認知症高齢者・知的障害者・精神障害者のうち判断能力が不十分な者
- 3) 援助内容 ①福祉サービスの利用援助、②日常的金銭管理サービス、③書類（通帳等）の預かりサービス

3. 日常生活自立支援事業 <従事する専門職とその役割>

- 1) 専門員：初期相談から対象者に対する支援計画の策定、利用契約の締結までを行う。
原則として高齢者や障害者等への援助経験のある社会福祉士・精神保健福祉士等
- 2) 生活支援員：専門員の指示を受け、支援計画に基づき、対象者宅を訪問するなど具体的な援助（サービス）を提供する。

4. 日常生活自立支援事業

- 1) 相談受付
- 2) 利用者の必要性や契約締結（事業の内容を理解しているかどうか）
- 3) 家族や保健・福祉・医療職との調整
- 4) 契約書・支援計画の作成
- 5) サービスの提供

5. 2つの委員会

- 1) 契約締結審査会
医療、福祉、法律の専門家で構成され、都道府県・指定都市社会福祉協議会に設置される
判断能力が不十分でありながら契約の締結能力を有していることが事業の利用者となる前提である。
専門員が面談し「契約締結判定ガイドライン」にそって判定するのが原則であるがこのガイドラインだけで判定できない場合に契約締結審査会で判断する。
- 2) 運営適正化委員会（社会福祉法83条）…判断能力の不十分な人の権利擁護に係る事業
・事業の監視と苦情解決のための委員会が必要。「都道府県社会福祉協議会」に設置される。
・医療、福祉、法律の専門家で構成される。契約締結審査会、運営適正化委員会ともに第三者委員会である。
・運営適正化委員会は日常生活自立支援事業のみでなく「福祉サービス全般の苦情解決の機関」でもある。

問題 日常生活自立支援事業の利用等に関する記述のうち正しいものを1つ選んでください

1. 成年後見人による事業の利用契約の締結は法律で禁じられている。
2. 法定後見のいずれかの類型に該当する程度に判断能力が低下した本人が事業の利用契約を締結することは法律で禁じられている。
3. 実施主体である都道府県社会福祉協議会は、事業の一部を市区町村社会福祉協議会に委託することができる。
4. 事業の実施主体である都道府県社会福祉協議会は、職権により本人の利用を開始することができる。
5. 契約締結に当たって、本人の判断能力に懐疑がある場合は、市町村が利用の可否を判断する。

正解自信度 書き込んでみる

- A : 見直す必要なし（自信あり！）
B : 時間があれば見直したい
C: 見直したい
D: 何を言っているのかさっぱりわからない

見直す順序 C→B→D→A 「選択したポイント」をよく見直すこと

Aが間違っていた←至急原因を解明（間違って理解している？）

Bが間違っていた←どこでひつかかったのか究明

Cが間違っていた←どこで迷ったのか究明

Dが間違っていた←該当する文献やネットをくまなく探す（A～Dを繰り返す）

※選択肢の間違いを正しく修正していく。

※同じ問題でも言い方が違うと間違う←不確かなる知識